

名称：「まねきTV」事件
平成21(受)653 著作権侵害差止等請求事件
平成23年01月18日 最高裁判所第三小法廷
判決：破棄差戻し
関連条文：著作権法99条の2、同法23条1項
キーワード：送信可能化権、公衆送信権

[概要]

上告人らは、「まねきTV」という名称のサービスを提供する被上告人に対し、当該サービスが各上告人の送信可能化権と公衆送信権を侵害するとして、当該サービスの差止め並びに損害賠償の支払を求めたが、原審が上告人らの請求を棄却したため、その取り消しを求めて上告した。

[争点]

上記サービスにおいて送信可能化行為、公衆送信行為をしているのが被上告人といえるか否か。

[東京地裁の一審判決] ⇒ 請求棄却

[知財高裁の二審判決] ⇒ 控訴棄却

(1) 送信可能化権の侵害について

各ベースステーションは、あらかじめ設定された単一の機器宛てに送信するという1対1の送信を行う機能を有するにすぎず、自動公衆送信装置とはいえないのであるから、ベースステーションに本件放送を入力するなどして利用者が本件放送を視聴し得る状態に置くことは、本件放送の送信可能化には当たらず、送信可能化権の侵害は成立しない。

(2) 公衆送信権の侵害について

各ベースステーションは自動公衆送信装置ではないから、本件番組を利用者の端末機器に送信することは、自動公衆送信には当たらず、公衆送信権の侵害は成立しない。

[最高裁の判決]

(1) 送信可能化権の侵害について

著作権法が送信可能化を規制の対象となる行為として規定した趣旨、目的は、公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行う送信が既に規制の対象とされていた状況の下で、現に自動公衆送信が行われるに至る前の準備段階の行為を規制することにある。このことからすれば、公衆の用に供されている電気通信回線に接続することにより、当該装置に入力される情報を受信者からの求めに応じ自動的に送信する機能を有する装置は、これがあらかじめ設定された単一の機器宛てに送信する機能しか有しない場合であっても、当該装置を用いて行われる送信が自動公衆送信であるといえるときは、自動公衆送信装置に当たるといえるべきである。

自動公衆送信が、当該装置に入力される情報を受信者からの求めに応じ自動的に送信する機能を有する装置の使用を前提としていることに鑑みると、その主体は、当該装置が受信者からの求めに応じ情報を自動的に送信することができる状態を作り出す行為を行う者と解するのが相当であり、当該装置が公衆の用に供されている電気通信回線に接続しており、これに継続的に情報が入力されている場合には、当該装置に情報を入力する者が送信の主体であると解するのが相当である。

本件は、各ベースステーションが、インターネットに接続することにより、入力される情報を受信者からの求めに応じ自動的にデジタルデータ化して送信する機能を有するものであ

り、本件サービスにおいては、ベースステーションがインターネットに接続しており、ベースステーションに情報が継続的に入力されている。被上告人は、ベースステーションを分配機を介するなどして自ら管理するテレビアンテナに接続し、当該テレビアンテナで受信された本件放送がベースステーションに継続的に入力されるように設定した上、ベースステーションをその事務所に設置し、これを管理しているというのであるから、利用者がベースステーションを所有しているとしても、ベースステーションに本件放送の入力を行っている者は被上告人であり、ベースステーションを用いて行われる送信の主体は被上告人であるとみるのが相当である。そして、何人も、被上告人との関係等を問題にされることなく、被上告人と本件サービスを利用する契約を締結することにより同サービスを利用することができるのであって、送信の主体である被上告人からみて、本件サービスの利用者は不特定の者として公衆に当たるから、ベースステーションを用いて行われる送信は自動公衆送信であり、したがって、ベースステーションは自動公衆送信装置に当たる。そうすると、インターネットに接続している自動公衆送信装置であるベースステーションに本件放送を入力する行為は、本件放送の送信可能化に当たるといふべきである。

(2) 公衆送信権の侵害について

本件サービスにおいて、テレビアンテナからベースステーションまでの送信の主体が被上告人であることは明らかである上、上記のとおり、ベースステーションから利用者の端末機器までの送信の主体についても被上告人であるといふべきであるから、テレビアンテナから利用者の端末機器に本件番組を送信することは、本件番組の公衆送信に当たるといふべきである。

[コメント]

本判決では、1対1の送信を行う機能を有するにすぎない装置であっても自動公衆送信装置に該当すること、ベースステーションにより行われる送信の主体は放送を入力している被上告人であること、被上告人から見て利用者は不特定の者として「公衆」に当たること、が示されており、注目に値する。

以上